

○除籍についての申合せ

〔昭和47年9月29日
制 定〕

本学学則第37条第8号の規定の運用については、次により処理する。

- 1 学年の途中で再入学、復学及び休学を許可された場合及び停学（5週間未満の停学を除く。）の場合の取得単位が16単位未満の者は除く。
- 2 大学の事情又は非常災害のため取得単位が16単位未満の者は除く。
- 3 学生交流協定による交換留学の派遣学生については、派遣期間を含む年度の16単位未満による除籍対象者から除く。
- 4 卒業に要する最終学年とは、卒業又は修了に必要でかつ十分な科目及び単位の登録を完了した者（年度当初に卒業等の意志があり履修登録において過誤があった又は前提科目が未履修のため当該科目を登録できないと当該学部長等が認めた者を含む。）をいう。
- 5 医学部医学科における第1年次とは、入学初年度の者及び入学後初めて履修を開始する者をいう。

附 則（平成8年10月22日）

この申合せは、平成8年10月22日から施行し、平成8年10月1日から適用する。

附 則（平成22年2月16日）

- 1 この申合せは、平成22年2月16日から施行する。
- 2 最終学年についての申合せ（昭和48年4月5日制定）は、廃止する。

附 則（平成24年10月16日）

この申合せは、平成24年10月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。